

令和2年度当初予算要求にあたっての留意事項

令和2年度当初予算の要求にあたっては、「令和2年度予算編成方針」を踏まえたうえで、次の事項に十分留意し要求すること。

1 総括的事項

年間を通じて予想される全ての歳入及び歳出を要求すること。なお、安易に一般財源に頼ることなく、国・県の補助金等を活用する等、事業に要する財源は自らが確保する意識をもって要求すること。

経常的経費は、基本的に昨年度当初予算額の範囲内で、政策的経費については中期財政計画（以下「財政計画」という。）に基づき再度精査を行い、要求すること。

要求に際しての説明資料等は、写真や図面を用いるなど担当課において解り易く簡潔に調製したものと提出すること。

監査委員の意見や議会からの指摘事項については、その趣旨を十分検討のうえ、予算要求に反映させること。

2 歳入に関する事項

歳入については、平成30年度決算及び令和元年度決算見込みを基に、現在策定されている第4次行政改革大綱及び同実施計画等を踏まえ、適切な財源確保を図ること。

(1) 市税

税の負担公平の原則に基づき、課税客体の完全捕捉及び所得の的確な把握に努め、今後の景気動向、企業の業績、制度改革等に十分留意し、見積ること。また、滞納繰越分についても一層の対策強化を図り、徴収率向上に努めること。

(2) 分担金及び負担金

現行制度に基づき、年間調定額を適正に見込むこと。
なお、特定個別の便益があるものについては適正な負担を求めるという受益者負担の原則に従い、負担の適正化に努めること。

(3) 使用料及び手数料

利用者数の推移等から、年間収入額を適正に見込むこと。
なお、特定の住民サービスに要する経費の対価としての観点から、必要に応じて適宜見直しを図ること。

(4) 国・県支出金

国・県支出金について、国庫補助負担金の廃止、縮減等の動向や制度改正等の最新情報を的確に把握し、効率的かつ有利な補助金等の確保を図ること。また、事務事業の緊急度とその効果を十分検討し、補助事業というだけで安易に受け入れることなく、主体的な判断に基づき取捨選択のうえ十分精査すること。

市単独事業であっても、新たに補助採択されるものはないか再検討し、単独事業を補助事業に振り向ける工夫をすること。

(5) 財産収入

普通財産の内、売却可能なものについては極力売却を行い、未利用財産の縮減に努めること。

(6) 市債

国の地方債計画、同意等基準を十分把握し、交付税算入の有無や充当率、後年度の財政負担を考慮のうえ、適正額を見積もること。起債対象事業費を十分精査し、結果として過充当とならないよう注意すること。

なお、予算要求に際しては、事前に財政課と十分協議すること。

(7) その他

過去の収入実績を十分検討し、全事業について特定財源の見直しを実施し、増収に努めること。現状の特定財源が全てではないという認識を持ち、他自治体の情報についても収集すること。また、新規財源の確保に努め、少額な財源についても見積もること。また、それぞれの積算根拠を明確にし、的確な見積りを行うこと。

3 歳出に関する事項

小事業単位で要求するものとし、小事業内に複数の細事業、或いは補助分と単独分が混在する場合には、その内容が判るように要求すること。

(1) 経常的経費

要求に際しては、次の点に留意すること。

イ、原則、昨年度当初予算から10%以上の削減を行うこと。

ロ、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう創意と工夫に努めること。

ハ、厳しい財政状況の中、事業効果を検証し、ゼロベースでの見直しを行い、現状に即した施策への切り替えを積極的に行うこと。

ニ、国、県費を伴うものや継続事業であっても、新たな発想のもとに、その必要性・効果・統廃合についての見直し検討を行うこと。

①人件費

- ・特別職及び一般職給については、現行の職員数を基に、給与改定等を見込んで計上する。手当等については、現行制度によるものとし、時間外勤務手当については、抑制を図ったうえで所要額を確保する。
- ・議員その他特別職の報酬等についても、現行の人員を基に所要額を確保する。
- ・会計年度任用職員制度にかかる人件費については、所要額を確保する。

②扶助費

- ・現行制度に基づき、所要額を確保する。
- ・安易に伸び率等を使用するのではなく、現状を精査して予算要求を行うこと。

③物件費

- ・使用料・賃借料、委託料等の区分に応じて適切に要求すること。なお、会計年度任用職員制度の導入により、賃金の項目は削除となる。
- ・指定管理施設に係る委託料は、基本協定に基づく（予定）所要額を債務負担行為限度額の範囲内で要求すること。
- ・業務委託は、その必要性を検証し、必要最小限の内容とするなど、委託内容のスリム化を図り、経費の削減を図ること。
- ・「公共施設等総合管理計画」を基本に、個別行動計画を定め施設のあり方を検討することとしていることから、公共施設の修繕については、緊急性のあるものに限り要求すること。

④負担金、補助費等

- ・団体等の活動状況を十分把握するとともに、補助対象事業の内容をよく精査すること。また、新たなものについては、別途協議すること。（平成28年10月12日付行財政改革推進室長通知）
- ・多額の繰越金を有する団体等については、その事由について検証し、補助の必要性についても検討すること。
- ・新規の補助制度を創設するときは、その必要性及び効果に加え、後年度の財政負担についても十分に検証するとともに、既存の補助制度の統合や廃止、終期の設定等について、十分に検討すること。
- ・補助事業の費用対効果を検証し、要綱に定める目的を概ね達成したと判断されるものについては、縮小・廃止など見直しを図ること。

- ・長期にわたる補助事業については、数値目標や終期について検討すること。

⑤会計年度任用職員

- ・一部の職場において特定の臨時の職員の雇用の恒常化が見受けられる。ゼロベースの視点に立った見直しを行い、業務効率化を推進するとともに、正職員の効率的かつ臨機応変な業務分担による体制をとっても、なお不足が見込まれる場合には11月8日（金）までに、必要最小限の人員を人事課と協議の上、要求すること。

（2）政策的経費

政策的経費の要求にあたっては、原則、財政計画に基づくほか、事業の優先度、重要度、効果等を再精査のうえ要求すること。その際、事業概要及び当該年度の事業内容が判る資料を必ず添付すること。

政策判断は予算要求前に必ず終えておくこととし、政策判断未了のものは基本的に要求しないこと。

① 投資的経費（普通建設事業等）

- ・財政計画により所要額を確保するので、原則として、財政計画上の事業について要求すること。なお、「選択と集中」の考え方に基づき、事業の優先性や投資効果の視点から事業を再検討すること。
- ・財政計画外の新規事業（令和2年度以降に計画計上されている事業を含む。）を要求する場合は、財源を確保し、精度を十分高めたうえで行うこと。
- ・補助事業及び起債事業について、補助対象外及び起債対象外を有する事業については、当該箇所を明確にして要求すること。

② その他の政策的経費（ソフト事業等）

- ・投資的経費に準じて要求すること。

4 特別会計等（特別会計等繰出金）

特別会計等については、一般会計の編成方針に準じ、会計設定の趣旨により経営改善の徹底、保険料や使用料の改定、経費の負担区分等について十分検討し、一般会計からの繰入金は繰出基準を基本として要求すること。

また、その目標とすべき水準、財政負担、事業の採算性や効果等を検討し、

整備計画の延長、規模の縮小、着手の繰り延べなど計画を見直し、将来にわたる適正な収支見通しを策定すること。

5 今後のスケジュール（予定）

(1) 予算編成作業財務担当者会	10月28日（月）
(2) 財務端末入力開始	11月 1日（金）
(3) 予算要求入力〆切	11月26日（火）
(4) 各課ヒアリング	12月 2日（月）～
(5) 市長現地視察及び査定	1月中旬
(6) 内示	1月下旬